

2. 契約事務

(1) 概要

① 地方自治法の規定と公営企業法への適用

(ア) 契約の意義

地方公共団体の入札契約制度については、総務省のホームページに以下の記載がある。

地方公共団体における調達には、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければなりません。

そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされています。一方、この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあります。このため、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取り扱いとして認められています。さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達が必要があります。

以上について制度面からまとめると、地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の場合には、指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められています。

(出典：総務省ホームページ「入札・契約制度について」)

地方公共団体における契約として、地方自治法では第 234 条第 1 項において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする、と規定されている。

この点、地方公営企業法は第 6 条において、地方公営企業の経営に関して地方自治法等に対する特例を定める法律であるとしており、地方自治法の契約に係る規程の大枠を変更するものではないと解される。

ただし、地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方公営企業法第 40 条にて条例または議会の議決によることを要しないとしている。

(地方公営企業法)

第6条 この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する特例を定めるものとする。

第40条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第96条第1項第5号から第8号まで及び第237条第2項及び第3項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。

(地方自治法)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- ① 条例を設け又は改廃すること。
- ② 予算を定めること。
- ③ 決算を認定すること。
- ④ 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- ⑤ その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- ⑥ 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- ⑦ 不動産を信託すること。
- ⑧ 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- ⑨ 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- ⑩ 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- ⑪ 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- ⑫ 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。
- ⑬ 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

- ⑭ 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関する
こと。
- ⑮ その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）に
より議会の権限に属する事項

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並び
に基金をいう。

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団
体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、
出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくし
てこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第 238 条の 5 第 2 項の規定の適用がある
場合で議会の議決による時又は同条第 3 項の規定の適用がある場合でな
ければ、これを信託してはならない。

(イ) 契約締結方法の種類

(i) 一般競争入札

一般競争入札とは、公告によって不特定多数のものを誘引して、入札に
よって申し込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方
公共団体に最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契
約を締結する方法である。

一般競争入札は、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等
の必要事項を公告しなければならない（地方自治法施行令（以下「令」とい
う。）第 167 条の 6 第 1 項）、またその入札参加資格には以下のものがある。

- ・ 契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない（令第 167 条の
4 第 1 項）。
- ・ 談合関与者等を 3 年間以内排除することができる（令第 167 条の 4 第
2 項）。
- ・ 工事等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定めることができ
る（令第 167 条の 5 第 1 項）。
- ・ 事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を参加資格要件と
して定めることができる（令第 167 条の 5 の 2）。

また、落札者の決定方式として、予定価格の制限の範囲内において最高
（収入を伴う場合）・最低（支出を伴う場合）の価格をもって申込をした
者を落札者とする（地方自治法第 234 条第 3 項）。

一般競争入札の長所は、一般的に受注の機会を均等にし、透明性、競争性、公正性、並びに経済性を最も確保することができるところにあるとされている。

一方、短所としては契約担当者の実務負担が大きく、経費が増えることや、不良・不適格業者の混入する可能性が相対的に高いことが挙げられる。

(ii) 指名競争入札

指名競争入札とは、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法である。

指名競争入札によることができる要件としては、以下のとおりである。

- ・ 契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき（令 167 条第 1 項第 1 号）。
- ・ 契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき（令 167 条第 1 項第 2 号）。
- ・ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき（令 167 条第 1 項第 3 号）。

指名競争入札は、有資格者のうちから、入札に参加させようとする者を指名し、入札の場所・日時等の必要事項を併せて通知しなければならない（令第 167 条の 12 第 1 項、第 2 項）。

また、指名競争入札に参加できる資格としては、以下のとおりである。

- ・ 契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない（令第 167 条の 11 第 1 項で準用される令第 167 条の 4 第 1 項）。
- ・ 談合関与者等を 3 年間以内排除することができる（令 167 条の 11 第 1 項で準用される令第 167 条の 4 第 2 項）。
- ・ あらかじめ工事等の実績、経営の規模等を参加要件（令第 167 条の 5 第 1 項の規定事項）として定めなければならない（令第 167 条の 11 第 2 項）。

ここで、指名競争入札の長所としては、一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができ、また契約担当者の実務の負担や経費の節減を図ることができることが挙げられる。

一方、短所としては指名される者が固定化する傾向があり、また談合が容易となることが挙げられる。

(iii) 随意契約

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法をいう。

随意契約によることができる要件として、地方自治法の規定（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号）を要約したものが以下である。

- ・ 契約の予定価格が令別表第 5 で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- ・ 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- ・ 地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。
- ・ 地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものより新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ・ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ・ 時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ・ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ・ 落札者が契約を締結しないとき。

随意契約の長所としては、一般的に競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる場所にあるとされている。

また、契約担当者の実務の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができることが挙げられる。

一方、短所としては、地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約が、不適正な価格によって行われる可能性があることが挙げられる。

(iv) せり売り

せり売りとは、買受人が口頭により価格の競争を行うもので、この方法は動産の売払いについてのみ認められている。

(ウ) その他

(i) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度

地方公共団体ではより良いもの、より安いものを調達することが原則とされているが、より安いものを追求しすぎると、低価格による受注が進み、ひいてはダンピング受注につながることも懸念される。

ダンピング受注は地方公共団体から見れば、適切な契約の履行の確保がなされない可能性があることや、行政サービスの質が低下するなどの支障が生じる可能性もあるため、次のような制度が認められている。

(a) 低入札価格調査制度

工事・製造その他についての請負契約について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない可能性があるとして認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるときには、たとえ最低価格の入札を行っていたとしても、その者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とすることができる（令第 167 条の 10 第 1 項第 1 号）。

(b) 最低制限価格制度

工事・製造その他についての請負契約について、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる（令第167条の10第1項第2号）。

(ii) 入札談合

入札談合とは、入札の際に入札参加者間で受注する事業者や受注金額等を決めてしまう行為であり、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札制度を否定するものである。入札談合が行われると、より低い金額でより品質の良い工事が可能となるという入札制度の目的が達成されないことになり、地方公共団体の予算の適正な執行を阻害し、納税者である市民の利益を損ねる結果ともなる。

全国市民オンブズマン連絡会議では、平成14年度から都道府県・政令市・県庁所在地市の入札に係る落札率を調査しており、特に落札率が95%以上の場合には入札談合の疑いが極めて強いとし、全工事中、落札率95%以上の工事の占める割合を「談合疑惑度」とし、調査の対象としている。

なお、全国市民オンブズマンは平成17年度調査まで、談合疑惑度を落札率95%以上の割合で算出していたが、平成18年度に談合が摘発された福島県・名古屋市で、本命業者のみ95%以下で入札する「95%ルール」を談合業界で作っていたことが判明し、その後の調査からは談合疑惑度を落札率90%以上の割合で算出するようにしている。

(iii) 予定価格の公表

予定価格とは、地方公共団体の予算執行の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要なものとされる。

入札において、予定価格の事前公表を行う長所としては、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となることが挙げられる。

一方、短所としては、談合が一層容易に行われる可能性があることや、積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じることが挙げられる。

②企業局における契約締結方式

企業局では、地方自治法の規定を踏まえて市が定めた大津市契約規則に準拠して、契約の事務手続その他の必要な事項を定めている（大津市企業局会計規程第93条）。

(ア) 一般競争入札

一般競争入札については、大津市契約規則の第3条から第14条において定められている。

(対象案件)

建設工事であれば予定価格が130万円を超えるもので、開発事業に係る給配水施設工事と同事業地域内で施工するガス管布設工事、特殊性のあるもので、土木・建築・電気通信工事のうち実績、技術者等の入札参加要件を付すもの、上水道、下水道施設に係る水処理機械設備工事、鋼管溶接を伴う、ガス管布設工事、整圧器設置工事、鋼管用バルブ設置工事、水道管橋梁添架工事が挙げられ、測量・建設コンサルタント等の場合は、予定価格が50万円を超えるもので、かつ特殊性があり実績等入札参加要件を付すため入札参加申請書により業者が限定できないものが挙げられる。

なお、建設工事のうち、予定価格が5億円を超えるものについては、すべてを対象としている。

また、物品調達契約であれば予定価格が80万円以上のもので、かつ化学薬品・工業原料、理化学機器・測量機器、機械器具部品・金工製品製作、水道機器類・ガス機器類（水道、ガス、ともにメーターを除く）、OA機器が挙げられ、役務契約であれば、予定価格が50万円以上のもので、かつ特殊性があり実績等入札参加要件を付すため入札参加申請書により業者が限定できないものが挙げられる。

(入札方法等)

公告については、建設工事及び建設工事に係る委託業務の場合、電子入札システムや、企業局企業総務部契約管財課での閲覧、業界新聞への掲載にて、原則月曜日と水曜日に行っている。物品調達・役務契約の場合は、企業局ホームページ、企業局企業総務部契約管財課での閲覧、業界新聞への掲載にて、建設工事と同様、原則月曜日と水曜日に公告している。

入札方法は、建設工事及び建設工事に係る委託業務の場合、事前申請（審査）型の電子入札システムを用いており、物品調達・役務契約の場合は、事前申請（審査）型の郵便入札にて行っている。

（イ）指名競争入札

指名競争入札については、大津市契約規則の第 15 条から第 17 条において定められている。

指名競争入札には、従来型の指名競争入札の他に、受注希望型指名競争入札がある。受注希望型指名競争入札とは、従来型の指名競争入札では発注者の恣意的要素が高いため、工事請負契約においては一般競争入札に近い形式として、あらかじめ入札案内を行い、参加申込を受付して、要件を確認し、参加者を指名する入札方法である。現在、企業局の工事のおよそ 7 割がこの方式となっている。

（対象案件）

建設工事であれば予定価格が 130 万円を超え 5 億円未満のもので、受注希望型指名競争入札の場合は、受注希望型指名競争入札発注基準に定める業種が挙げられ、指名競争入札の場合は受注希望型指名競争入札の対象案件以外のものとされる。

測量・建設コンサルタント等であれば、受注希望型指名競争入札の場合は予定価格が 50 万円を超えるもので、かつ上水道及び工業用水道の建設コンサルタント業務が挙げられ、指名競争入札の場合は測量、地質調査、建設コンサルタントで受注希望型指名競争入札以外のものが挙げられる。

また、物品調達契約であれば予定価格が 80 万円以上のもので、一般競争入札で挙げたもの以外の物品調達契約、役務契約であれば予定価格が 50 万円以上のもので、一般競争入札で挙げたもの以外の役務契約となる。

（入札方法等）

募集及び指名方法については、建設工事及び建設工事に係る委託業務の場合、受注希望型指名競争入札は電子入札システムや、企業局企業総務部契約管財課での閲覧、業界新聞への掲載にて、原則水曜日に公表しており、指名通知は電子入札システムにて受注希望型も従来型も随時通知している。

また、物品調達・役務契約の場合、指名通知についてはメール、電話、ファックスにより連絡し、通知書は原則手渡しとなっている。

入札方法は、建設工事及び建設工事に係る委託業務の場合、電子入札システムを用いており、物品調達・役務契約の場合は市役所新館5階を会場として、紙入札を行っている。

(ウ) 随意契約

随意契約については、事務の効率性の観点から、契約の種類に応じて一定金額以内のものについては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号により、随意契約（以下、「小額随意契約」という。）によることができることとされている。

企業局では、随意契約をすることができる金額を大津市契約規則によっている。

(地方公営企業法施行令)	
第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。	
① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。	

(大津市契約規則第18条に規定する小額随意契約の限度額)

契約の種類	予定価格（税込）
(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 上記に掲げるほか	50万円

企業局では契約の締結の過程の透明性の向上を図るため、「大津市委託契約等に関する入札結果等の公表に関する要綱」に基づき、契約金額が50万円を超える1者特命の委託の随意契約については、随意契約締結結果の内容及び理由書を作成し、企業局ホームページ等において閲覧に供している。

(エ) せり売り

大津市契約規則第 20 条の規定により、「せり売りに付することができる場合は、流失品、遺失品、動物等の動産の売払いで、当該契約の性質がせり売りに適しているものに限る。」となっており、インターネット公売がせり売りの形式となっている。

(オ) プロポーザル方式

あらかじめ仕様書等を提示して、相手方から該当業務に対する企画提案を受け、提案内容や価格等を考慮して、最も適した相手方となる候補者を決定する方法である。

業務の性質や目的が価格のみによる競争入札に適さず、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を重視する場合にこの方式を採用している。

なお、地方自治法上の契約の区分としては、随意契約にあたる。

契約過程の透明性の向上を図るため、入札と同様に選定結果を公表し、またプロポーザルも随意契約にあたるため、候補者決定後の選定結果の公表と契約締結後の随意契約の契約内容及びその理由の公表と、2段階に分けての公表手続を行っている。

(カ) その他

(i) 予定価格の公表

企業局では、平成 13 年 6 月より建設工事の入札における予定価格の事前公表を実施している。また、平成 26 年 6 月 2 日以降の指名競争入札通知及び一般競争入札公告より、入札案件となる工事に係る委託業務及び役務契約の入札については事前公表としている。

なお、物品調達においては非公表としている。

(ii) 最低制限価格制度

企業局ではダンピング受注等を防止する目的から、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、あらかじめ設けられた最低制限価格を下回った価格をもって入札した者を落札者とししない制度を、建設工事と工事に係る委託業務（設定がある場合）において適用している。

また、平成 26 年 6 月 2 日以降の指名競争入札通知及び一般競争入札公告より、入札案件となる建設工事、工事に係る委託業務及び役務契約（設定がある場合）の入札については事前公表としている。

なお、物品調達については最低制限価格の設定はしていない。

(iii) 低入札価格調査制度

企業局においては採用されていない。

(iv) 入札結果

企業局における入札は大きく3つに分けられる。1つ目は、工事に係る入札案件で、水道管やガス管の補強や布設工事等である。2つ目は、工事に係る委託業務で、これは工事に先んじて行われる土質調査や設計業務などが該当する。そして3つ目が、工事に直接関係のない委託業務で、企業局が業務を行うにあたって必要となる様々な業務、例えば需要家が持つ水道メーターの点検業務から、浄水場のシステムの運用、保守業務など多岐にわたる。

平成27年度における上記3つの入札件数は、以下のとおりである。

案件	入札方式	件数	構成比	金額(円)
工事	一般競争入札	27	13.8%	855,729,360
	(うち1者応札)	(15)	(7.7%)	(738,099,000)
	指名競争入札	169	86.2%	2,517,366,158
	計	196	100.0%	3,373,095,518
工事に係る委託業務	一般競争入札	0	0.0%	0
	(うち1者応札)	(0)	(0.0%)	(0)
	指名競争入札	32	100.0%	137,798,280
	計	32	100.0%	137,798,280
工事以外の委託業務	一般競争入札	26	63.4%	101,705,187
	(うち1者応札)	(18)	(43.9%)	(49,645,947)
	指名競争入札	15	36.6%	52,696,822
	計	41	100.0%	154,402,009

注：下水道関連の入札は含まれていない。

一般競争入札の下に記載されている1者応札とは、一般競争入札において、入札した業者が1者だけであるものをいう。

(2) 実施した監査手続

- ① 随意契約による小額工事契約及び小額物品調達契約の一覧から、一つの取引を分割して、入札せずに随意契約とした可能性のある案件を抽出し、契約書類の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ② 随意契約について、随意契約の理由が妥当か否かについて、契約書類の閲覧及びヒアリングを実施した。
- ③ 入札結果を閲覧することで、入札への参加企業数及び落札率を分析した。
- ④ 平成 27 年度において指名停止中の業者との契約の有無を確認した。
- ⑤ 平成 27 年度において 1 者特命随意契約の随意契約理由が適切に公表されているかを確認した。
- ⑥ 平成 27 年度の随意契約について契約をサンプル抽出し、契約関連書類に不足がないかを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

(工事契約)

①落札率の高い入札に関する検討について

企業局における平成 27 年度の工事契約について、その入札結果を確認したところ、落札率が 95%を超える案件が全入札案件 196 件のうち 85 件と、全体のおよそ 43%を占めている。

ここで平成 27 年度の工事契約の入札結果及び落札率は以下のとおりである。なお、入札件数が 196 件と多いことから、落札率の高いものから順に上位 15 件、下位 15 件を例示している。

【平成 27 年度工事契約に係る入札状況】

No.	契約金額 (円)	件名	入札 方式	申 込 数	応 札 数	落札率 (%)
1	7,317,000	配水管布設工事(5-041)	指名	4	4	100
2	5,454,000	低圧ガス本管布設工事(8-114)	指名			
3	4,139,640	給水申請に伴う配水管布設工事(6-109)	指名	4	4	100
4	12,447,000	流量計室設置工事(5-051)	指名	6	4	100
5	20,238,120	中圧ガス本管布設替工事(8-130)	一般	2	1	99.79
6	6,298,560	配水管布設工事(5-048)	指名	16	3	99.79
7	4,933,440	低圧ガス本管布設替工事(8-147)	指名			
8	253,800,000	新瀬田浄水場受変電設備更新工事	一般	1	1	99.77
9	61,558,920	千野配水池更新工事	一般	2	1	99.73
10	3,871,800	フランジ継手補強工事(6-80)	指名	19	3	99.30
11	951,480	給水申請に伴う配水管布設工事(6-52)	指名	4	2	98.99
12	750,600	供給申請に伴う低圧ガス支管布設工事(8-58)	指名			
13	4,075,920	ガス工事に伴う配水管移設工事(6-122)	指名	6	3	98.48
14	1,277,640	低圧ガス支管布設工事(8-141)	指名			
15	2,063,880	低圧ガス支管布設替工事(8-140)	指名	7	2	98.39
}	}	}	}	}	}	}
182	4,804,920	配水管布設工事に伴う舗装復旧工事(5-038)	指名	10	10	83.99
183	2,772,360	低圧ガス本支管布設工事に伴う舗装復旧工事(8-146)	指名	14	13	83.97
184	5,311,440	配水管布設工事に伴う舗装復旧工事(6-18)	指名	9	8	83.96
185	1,609,200	配水管布設工事に伴う舗装復旧工事(6-130)	指名	16	14	83.94
186	1,764,720	配水管布設工事に伴う舗装復旧工事(6-25)	指名	14	10	83.92
187	3,061,358	低圧ガス本管布設替工事に伴う舗装復旧工事(8-164)	指名	13	12	83.91
188	5,343,840	低圧ガス本支管布設替工事に伴う舗装復旧工事(8-5)	指名	9	8	83.89
189	2,248,560	低圧ガス支管布設替工事に伴う舗装復旧工事(8-67)	指名	14	14	83.88
190	2,256,120	配水管布設工事に伴う舗装復旧工事(6-65)	指名	13	12	83.86
191	3,005,640	低圧ガス本支管布設工事に伴う舗装復旧工事(8-170)	指名	13	10	83.85
192	3,312,360	配水管布設工事に伴う舗装復旧工事(6-85)	指名	13	12	83.84
193	5,707,800	配水管布設工事に伴う舗装復旧工事(6-46)	指名	10	9	83.83
194	1,504,440	配水管布設工事に伴う舗装復旧工事(6-27)	指名	13	10	83.56
195	1,580,040	配水管布設工事に伴う舗装復旧工事(6-7)	指名	11	8	83.21

No.	契約金額 (円)	件名	入札 方式	申 込 数	応 札 数	落札率 (%)
196	2,463,480	フランジ継手補強工事に伴う舗装復旧工事(6-57)	指名	13	8	82.55

注：申込数及び応札数が2行にまたがっているものは、2つの工事契約を一度の入札で実施したものである。

また、金額との関連は以下のとおりである。

【平成27年度工事契約に係る入札結果】

落札率	件数	金額(円)	構成比(%)
95%以上	85	2,337,883,560	69.3
95%未満	111	1,035,211,958	30.7
総計	196	3,373,095,518	100.0

(ア) 落札率の推移

企業局における平成25年度から平成27年度までの落札率の推移は以下のとおりである。ここでの落札率とは落札額の総額を予定価格の総額で除した加重平均の落札率(以下、「加重平均落札率」という。)をいう。

なお、当該加重平均落札率には監査の対象外である下水道事業の入札に係る落札結果も含んでいる。

【加重平均落札率の推移】

(単位：%)

工事等種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度
工事全件	88.09	90.66	88.69
土木一式工事	88.60	92.90	92.00
水道管布設工事(水道施設)	86.63	92.08	90.88
低圧ガス管布設工事	90.27	89.25	93.07
水道・低圧ガス管共同布設工事	89.37	94.92	96.67
水道鋼管布設工事(水道施設)	-	87.84	87.01
中圧ガス鋼管布設工事	88.95	93.52	95.19
下水道管渠築造工事等	86.52	91.31	86.78
その他土木一式工事	89.26	92.17	86.71
建築一式工事	90.18	100.00	88.49
ほ装工事	84.52	87.10	84.30
電気設備工事	91.90	90.36	89.97

工事等種類	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
給排水冷暖房工事	89.98	-	-
機械設備工事	92.92	88.95	92.12
建築附帯工事	88.24	-	-
塗装工事	-	-	85.87

工事種類別にみると「水道・低圧ガス管共同布設工事」、「中圧ガス鋼管布設工事」の平成 27 年度の落札率がいずれも 95%以上と高く、過去 3 年間の落札率は上昇傾向にある。

次に上表では各入札案件の入札方法及び金額の多寡により落札率の現況が分かり難いものとなっているため、上表から当年度の監査の範囲外である下水道に係る工事及び落札率が比較的低い工事に係る委託業務を除き、平成 27 年度の工事種類別の落札率を加重平均ではなく、工事種類別の落札率の合計を工事種類別の契約件数で除した落札率の平均（以下、「単純平均落札率」という。）にした上で、入札方法ごとに集計し直したものが下表である。以後、平均落札率と表示したものは単純平均落札率を示すものとする。

なお、下表では上表にある水道管及び水道鋼管、低圧ガス管及び中圧ガス鋼管の布設工事を、水道管工事、ガス管工事としてまとめて表示している。

【平成 27 年度入札方法別工事種類別単純平均落札率】

入札方法	工事種類	件数	契約金額（円）	平均落札率（%）
一般競争入札	ガス管布設工事	19	174,883,320	92.5
	水道管布設工事	2	89,062,200	93.4
	電気設備工事	1	253,800,000	99.8
	機械設備工事	5	337,983,840	91.7
小計		27	855,729,360	92.7
指名競争入札	ガス管布設工事	15	194,024,160	94.5
	水道管布設工事	44	1,056,568,320	90.8
	水道・ガス管共同布設工事	52	659,516,040	96.7
	その他土木一式工事	2	4,813,560	84.1
	建築一式工事	1	2,850,120	88.5
	ほ装工事	51	458,630,198	84.3
	電気設備工事	3	58,168,800	89.1
	塗装工事	1	82,794,960	85.9
小計		169	2,517,366,158	90.8
合計		196	3,373,095,518	91.1

一般競争入札についてはいずれの工事種類も、指名競争入札については、ガス管布設工事、水道管布設工事及び水道・ガス管共同布設工事の落札率が90%を超えている。

ここで、一般競争入札で落札率が99%と高い値を出している電気設備工事と、指名競争入札の中で特に高い落札率となっているガス管布設工事、水道・ガス管共同布設工事について、追加の検討を加える。

(イ) 電気設備工事

当該電気設備工事の内容は以下のとおりである。

工事名	発注課	契約金額(円)	申込数	応札数	落札率(%)
新瀬田浄水場受変電設備更新工事	施設整備課	253,800,000	1	1	99.8

当該工事は申込数、応札数がともに1者であったが、落札率が100%に近いという高い値を示す結果となっている。

一般競争入札を実施して、応札数が1者という状況が起こった原因として、新瀬田浄水場の受変電設備の更新工事は大規模なものであり、また納入メーカー以外で更新工事に対応できる業者が少なかったものと考えられる。

なお、応札数が1者であることの問題点については、後述する。

(ウ) ガス管布設工事における応札割合（意見）

指名競争入札において、水道・ガス管布設工事に関するものは、設計金額により3つにランク分けされており、ランクごとに入札に参加できる業者は限られている。以下は、(ア)に記載した平成27年度入札方法別工事種類別単純平均落札率のうち、指名競争入札のガス管布設工事を3つのランクに細分化したものである。

工事種類	適用設計金額(千円)	件数	契約金額(円)	平均落札率(%)
ガス管布設工事	80,000以上 500,000未満	-	-	-
	15,000以上 80,000未満	8	158,035,320	96.0
	1,300以上 15,000未満	7	35,988,840	92.7

上表より、設計金額が 15,000 千円以上 80,000 千円未満の工事における落札率が相対的に高いことが分かる。

そこで平成 27 年度の設計金額が 15,000 千円以上 80,000 千円未満のガス管布設工事の入札状況を調べた結果、すべての案件について、落札率が 95%を超えており、また各入札の指名数に対する応札数の割合が 3 割ほどしかない状況だった。

工事ごとの入札状況は以下のとおりである。

(単位：円、%)

工事名	施工課	契約金額	指名数	応札数	落札率
低圧ガス本支管布設工事(8-30)	ガス計画管理課	22,413,240	17	5	95.98
低圧ガス本支管布設工事(8-81)	ガス計画管理課	23,858,280	18	6	95.98
低圧ガス本支管布設工事(8-86)	ガス計画管理課	16,502,400	18	6	95.47
低圧ガス本管布設替工事(8-89)	ガス計画管理課	17,969,040	19	6	95.39
低圧ガス本支管布設工事(8-104)	ガス計画管理課	25,117,560	17	3	95.49
低圧ガス支管布設工事(8-131)	ガス計画管理課	17,928,000	19	4	96.44
低圧ガス本管布設替工事(8-145)	ガス計画管理課	17,766,000	19	5	96.47
低圧ガス本管布設替工事(8-158)	ガス計画管理課	16,480,800	17	4	96.46

「①落札率の高い入札に関する検討について」の冒頭に記載した平成 27 年度の個々の入札案件ごとの落札率を見る限りにおいて、落札率の低い工事については指名数に対する応札数の割合が高いという状況にあることから、落札率が高い状況を解消するにあたって、指名数に対する応札数の割合を上げる必要がある。

担当部署に対して 15,000 千円以上 80,000 千円未満のガス管布設工事の応札数の割合が低い要因、応札数の割合が低い状況に対する見解、そして当該状況を解消するための具体的な対応策を確認したところ、指名数に対して応札数が低い要因としては、指名競争入札において発注時の入札案内では予定価格等を明示しておらず、入札参加申請後に初めて指名通知書にて予定価格等を公表していることから、入札参加申請者数と応札数との差異が生じると思われるとの回答であった。しかし、具体的な対応策に関する検討結果などは示されなかった。

落札率が高い要因を分析した上で、上表のように応札数の割合が低く、落札率が高い状況であれば応札数を増やすための方策を検討する必要がある。

(エ) 水道・ガス管共同布設工事の応札割合（意見）

水道・ガス管共同布設工事も、ガス管布設工事と同様に、指名競争入札において、設計金額により3つにランク分けされている。以下は、指名競争入札の水道・ガス管共同布設工事を、3つのランクに細分化したものであり、平均落札率が96%以上と総じて高い値を示している。

工事種類	適用設計金額 (千円)	件数 (注)	契約金額 (円)	平均落札率 (%)
水道・ガス管共同 布設工事	80,000 以上 500,000 未満	4(2)	193,469,040	96.0
	15,000 以上 80,000 未満	22(11)	370,097,640	96.4
	1,300 以上 15,000 未満	26(13)	95,949,360	97.0

注：共同工事では契約件数は2件に対して、入札は一度であることから、入札件数を()書きで示している。

水道・ガス管共同布設工事の個々の入札状況を見ると入札案件26件中24件の落札率が96%を超えており、また落札率が98%を超えるものが7件、うち1件については入札への参加企業が4者であるにもかかわらず落札率が100%となっていた。

水道・ガス管共同布設工事の個々の入札状況は以下のとおりである。

件名	契約金額 (円)	指名 数	応 札 数	落 札 率 (%)
低压ガス支管布設替工事(8-11)	57,351,240	10	7	96.0
給水管布設替工事(6-8)	27,361,800			
配水管布設替工事(6-11)	63,171,360	12	6	96.0
低压ガス支管布設替工事(8-8)	45,584,640			
配水管布設替工事(6-10)	38,419,920	17	5	96.0
低压ガス本支管布設替工事(8-13)	22,672,440			
低压ガス本支管布設工事(8-28)	24,738,480	6	5	96.0
ガス工事に伴う配水管移設工事(6-20)	15,491,520			
配水管布設替工事(6-79)	12,644,640	17	4	96.5
低压ガス支管布設替工事(8-88)	5,295,240			
低压ガス本管布設替工事(8-84)	30,723,840	18	5	96.0
ガス工事に伴う給水管移設工事(6-69)	2,161,080			

件名	契約金額 (円)	指名 数	応 札 数	落札率 (%)
ガス工事に伴う配水管移設工事 (6-92)	15,285,240	18	4	97.0
低圧ガス支管布設替工事 (8-97)	10,364,760			
配水管布設替工事 (5-036)	56,718,360	18	6	96.0
水道工事に伴う低圧ガス本管移設工事 (9-5)	12,073,320			
土地区画整理事業に伴う配水管布設工事 (6-100)	13,101,480	17	4	97.0
土地区画整理事業に伴う低圧ガス本支管布設工事 (9-6)	7,072,920			
低圧ガス支管布設工事 (8-106)	18,594,360	17	5	96.5
ガス工事に伴う配水管移設工事 (6-101)	3,869,640			
低圧ガス本支管布設工事 (8-109)	16,737,840	16	5	97.0
雨水管渠築造工事に伴う配水管本設工事 (6-105)	11,011,680			
土地区画整理事業に伴う配水管布設工事 (6-107)	19,778,040	18	5	96.5
低圧ガス本支管布設替工事 (8-123)	11,688,840			
低圧ガス本管布設替工事 (8-144)	20,501,640	18	4	96.0
ガス工事に伴う給水管移設工事 (6-123)	1,152,360			
配水管布設工事 (5-025)	8,259,840	7	7	88.3
低圧ガス本管布設工事 (8-41)	2,916,000			
低圧ガス支管布設替工事 (8-47)	8,127,000	5	4	97.5
ガス工事に伴う給水管移設工事 (6-32)	826,200			
給水申請に伴う配水管布設工事 (6-52)	951,480	4	2	99.0
供給申請に伴う低圧ガス支管布設工事 (8-58)	750,600			
ガス工事に伴う配水管移設工事 (6-54)	1,510,920	7	5	97.0
低圧ガス支管布設替工事 (8-62)	867,240			
配水管布設工事 (5-041)	7,317,000	4	4	100.0
低圧ガス本管布設工事 (8-114)	5,454,000			
ガス工事に伴う配水管移設工事 (6-122)	4,075,920	6	3	98.5
低圧ガス支管布設工事 (8-141)	1,277,640			
ガス工事に伴う配水管移設工事 (6-120)	4,363,200	6	3	98.0
低圧ガス支管布設替工事 (8-137)	2,920,320			
低圧ガス支管布設替工事 (8-140)	2,063,880	7	2	98.4
ガス工事に伴う配水管移設工事 (6-118)	1,666,440			
給水申請に伴う配水管布設工事 (6-133)	3,635,280	5	2	98.0
低圧ガス支管布設工事 (8-157)	886,680			
配水管布設工事 (5-048)	6,298,560	16	3	99.8
低圧ガス本管布設替工事 (8-147)	4,933,440			
低圧ガス本管布設替工事 (8-149)	8,387,280	17	3	96.0
道路工事に伴う配水管移設工事 (6-108)	5,177,520			
ガス工事に伴う配水管布設工事 (6-148)	5,649,480	3	2	94.0
低圧ガス支管布設替工事 (8-186)	3,691,440			
給水申請に伴う配水管布設工事 (6-146)	2,622,240	13	3	96.9
低圧ガス支管布設替工事 (8-189)	1,319,760			

「①落札率の高い入札に関する検討について」の冒頭に記載した平成 27 年度の個々の入札案件ごとの落札率を見る限りにおいて、落札率の低い工事については指名数に対する応札数の割合が高いという状況にあることから、落札率が高い状況を解消するにあたって、指名数に対する応札数の割合を上げる必要がある。

担当部署に対して水道・ガス管共同布設工事の応札数の割合が低い要因、応札数の割合が低い状況に対する見解、そして当該状況を解消するための具体的な対応策を聞いたところ、指名数に対して応札数が低い要因としては、指名競争入札において発注時の入札案内では予定価格等を明示しておらず、入札参加申請後に初めて指名通知書にて予定価格等を公表していることから、入札参加申請者数と応札数との差異が生じると思われるとの回答であった。しかし具体的な対応策に関する検討結果などは示されなかった。

落札率が高い原因を分析した上で、上表のように応札数の割合が低く、落札率が高い状況であれば応札数を増やすための方策を検討する必要がある。

(工事以外委託契約等)

①当初契約とその後の契約との関連について（意見）

平成 27 年度の随意契約理由を確認したところ、平成 27 年度における 1 者特命随意契約 40 件のうち、その委託業務における随意契約理由として相手方が開発・製造業者であることを挙げているものが 19 件、その中でも委託業務の内容が運用・管理・保守業務であるものが 12 件あった。

このように平成 27 年度における委託業務に係る随意契約は、そのおよそ 3 割が施設・システムなどの導入後に必要となってくる運用・管理・保守業務に係る契約となっており、その業務を受託するのは必ず導入時の相手方となっている。

したがって、施設・システムなど当初の導入後に運用・管理・保守などの業務が必要となってくる案件については、導入時こそ入札により公平かつ安価に調達できるかもしれないが、導入後運用・管理・保守業務を委託する必要があるのであれば、ランニングコストについては 1 者特命随意契約とならざるを得ないことになる。

導入時のコストと直近 3 年のランニングコストの関係を例示すると以下のとおりである。

委託業務名	発注部署	当初導入時の契約金額(円)	対象年度	ランニングコスト(円)
企業会計システム運用保守業務委託	経営経理課	26,101,950	平成 25 年度	2,625,000
			平成 26 年度	2,700,000
			平成 27 年度	7,695,000
水道ガス下水道料金システム運用管理業務委託	料金収納課	119,000,000	平成 25 年度	25,187,400
			平成 26 年度	19,676,196
			平成 27 年度	12,116,304
ハンディターミナル一式保守点検業務委託	料金収納課	13,824,136	平成 25 年度	1,121,526
			平成 26 年度	1,206,144
			平成 27 年度	1,206,144
真野浄水場中央監視装置保守点検業務委託	真野浄水場	594,069,000	平成 25 年度	2,037,000
			平成 26 年度	2,095,200
			平成 27 年度	2,095,200
比良、八屋戸浄水場監視施設保守点検業務委託	施設整備課	①836,943,450 ②234,102,750	平成 25 年度	3,990,000
			平成 26 年度	4,104,000
			平成 27 年度	14,148,000
中央監視装置保守点検業務委託	膳所浄水場	252,300,300	平成 25 年度	3,885,000
			平成 26 年度	4,104,000
			平成 27 年度	2,970,000

①平成 10 年度 志賀町上水道第 2 次拡張事業電気・計装設備工事

②平成 20 年度 遠方監視装置中期整備工事

このような状況が今後も続くことを考えた場合、導入時のコストにランニングコストを加えたトータルコストは、需要家が料金で負担することになるため、より安価に調達する工夫が必要である。

発注後に運用・管理・保守業務を委託する必要があるような案件であれば、当初の入札時にその後数年間のランニングコストも含めたトータルコストでの入札となるような契約を検討すべきである。

②随意契約理由の不足について（意見）

平成 27 年度の委託業務の随意契約の中で、以下の案件の随意契約理由は随意契約とするには不十分である。

契約期間	委託業務名	契約金額	担当課
自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	情報系ネットワーク再構築業務委託	14,925,600 円	企業総務課

従来企業局では企業局職員のパソコン端末に繋がる情報系ネットワークに係る LAN ケーブルについて、定期又は不定期の人事異動のたびに企業局の情報システムを所管する職員が各々敷設作業を行っていたが、それにより LAN ケーブルの敷設状態を管理することが困難な状態となっていた。そこで、LAN ケーブルの敷設状態を管理可能な状態とするために、その敷設状態の整理を外部業者に委託した。

随意契約理由としては、契約業者が市の情報通信ネットワーク構築に当初から参画しており、通信機器の設置状況や LAN ケーブルの敷設状況を詳細に把握している唯一の業者であるとして、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして、契約を締結している。

ここで、当該業務は庁舎内の敷設された LAN ケーブルが乱雑になっているため、整理された状態に再敷設した上で、市の情報系ネットワークに再接続するという業務である。LAN ケーブルの敷設状況が不明な中で、契約業者が市の情報系ネットワークに関与していること、及びネットワークへの接続後の安定的な稼働を重視したとはいえ、そもそも LAN ケーブルの再敷設業務が他の業者が介入できない程、高度に専門的なものとは考え難い。

保守的に随意契約を締結することなく、適正な競争を確保できるように努めるべきである。

③小額工事（委託）の随意契約の検討について

（ア）小額工事（委託）の随意契約の規定

企業局では入札から契約に至るまでの一連の流れを詳細に記した「入札・契約マニュアル」という業務の手引きを市契約検査課が作成した同マニュアルを基に作成しており、その「入札・契約マニュアル」では、以下の事項を不適切な事例として特に注意を促している。

◎入札・契約マニュアルより抜粋

① 作為的に分割して小額として発注

「入札になると時間がかかる」、「年度末で入札に付す時間がない」といった理由で本来なら入札対象となる案件を随意契約の金額の範囲内に分割して発注してはいけません。

またわざと別案件と思わせるため、あえて発注時期をずらして、同一現場で同じ業種で同一業者に発注する行為もいけません。

② 業者に対して見積金額を随意契約対象の金額に収めるよう依頼する。

見積徴取時に金額を強要する行為も不適切です。

③ 未契約発注

小額工事（委託）においては業者からの請書の受理をもって契約としています。

請書提出までに、業者に対して「急ぐから着工してくれ。」と依頼し、現場で事故等が起きた場合、責任の所在等でトラブルになるだけではなく、市民の信頼を失墜させることになりかねません。

未契約着工のないよう厳重に注意願います。

なお、災害等で緊急施工を行う必要が生じた場合については、「大津市緊急工事等事務処理要領」に基づき対応願います。

④ 業者に対して別の業者の見積書も取って提出するよう指示する。

小額工事（委託）においては2者以上の見積書を徴取することになっていますが、2者に対して見積依頼せず、あらかじめ決めた受注業者に値段の高い他社の見積書を用意させ、必要な2者の見積書が正規にそろったように偽装する行為も違反行為です。

以上の不適切事例を踏まえ、平成 27 年度の小額工事契約及び物品調達契約から、不適切事例の①作為的に分割して小額として発注、に該当する可能性のある契約を抽出し、契約関係書類の閲覧及び担当部署へのヒアリングを実施した。

抽出した契約は以下のとおりである。

【小額工事契約（入札対象：予定価格 130 万円以上(税込)）】

No.	契約期間	契約金額 (円)	件名	場所
A	自 平成 28 年 3 月 7 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	793,800	供給申請に伴う低圧ガス支管布設工事	大津市神領二丁目
	自 平成 28 年 3 月 8 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	677,160	供給申請に伴う低圧ガス支管布設工事	大津市神領二丁目
B	自 平成 27 年 8 月 18 日 至 平成 27 年 9 月 18 日	297,000	管理棟出入口修繕工事	大津市萱野浦
	自 平成 28 年 2 月 2 日 至 平成 28 年 3 月 10 日	1,286,280	管理棟階段修繕工事	大津市萱野浦
C	自 平成 27 年 4 月 28 日 至 平成 27 年 5 月 29 日	154,440	大谷加圧 2 号受水槽越流管補修工事	大津市逢坂一丁目
	自 平成 27 年 5 月 28 日 至 平成 27 年 9 月 30 日	1,284,120	和邇中第二加圧 1 号フート弁更新工事	大津市和邇中
D	自 平成 28 年 3 月 2 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	928,800	配水管布設工事に伴う試掘工事	大津市園城寺町ほか
	自 平成 28 年 3 月 7 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	907,200	配水管布設工事に伴う試掘工事	大津市大門通ほか
E	自 平成 27 年 10 月 21 日 至 平成 27 年 12 月 4 日	216,000	山上配水場横断側溝改修工事	大津市山上町
	自 平成 27 年 12 月 2 日 至 平成 28 年 3 月 11 日	1,144,800	山上配水場門扉改修工事	大津市山上町
F	自 平成 27 年 7 月 2 日 至 平成 27 年 8 月 6 日	257,040	汚水柵設置工事	大津市唐崎一丁目
	自 平成 27 年 7 月 8 日 至 平成 27 年 8 月 31 日	565,704	道路工事に伴う低圧ガス本管移設工事	大津市唐崎三丁目
	自 平成 27 年 7 月 8 日 至 平成 27 年 8 月 31 日	708,696	道路工事に伴う配水管移設工事	大津市唐崎三丁目

【物品調達契約（入札対象：予定価格 80 万円以上(税込)）】

No	契約日 納期	契約金額 (円)	件名	依頼課
G	平成 28 年 1 月 8 日 平成 28 年 1 月 29 日	448,740	カラープリンタ用トナー	経営戦略室、 他 2 課
	平成 28 年 1 月 14 日 平成 28 年 2 月 5 日	358,992	カラープリンタ用トナー	料金収納課、 他 1 課
H	平成 27 年 5 月 13 日 平成 27 年 5 月 29 日	306,450	水質試験用薬品（陰イオン界面活性剤 混合標準液 他 4 3 点	水質管理課

No	契約日 納期	契約金額 (円)	件名	依頼課
	平成 27 年 5 月 18 日 平成 27 年 6 月 30 日	300,618	水質試験用薬品（アセトニトリル 他 18点）	水質管理課
	平成 27 年 6 月 26 日 平成 27 年 7 月 31 日	375,354	水質試験用薬品（メタノール5000 他21点）	水質管理課
I	平成 27 年 8 月 26 日 平成 27 年 10 月 16 日	383,832	ガスメーター（新品）W25ほか	料金収納課
	平成 27 年 9 月 7 日 平成 27 年 10 月 30 日	378,000	水道メーター（新品）Φ150	料金収納課
	平成 27 年 9 月 11 日 平成 27 年 10 月 23 日	277,992	ガスメーター（新品）W25	料金収納課

(イ) 随意契約の検討結果

検討結果は以下のとおりである。

No.	検討結果	顛末
A	両工事は隣接する別々の事業者より、低圧ガスの供給申請を受け工事を実施した案件である。 両工事について担当課からヒアリングを行ったところ、同一地域であっても申請事業者が異なると、それぞれの申請事業者の造成工事内容も異なり、過去の事例から、当造成工事の大幅な遅れや申請事業者の倒産により、ガス工事の遅れや工事中止等、発注時に予見できない申請事業者ごとの個別的要素があることから、発注は別々に行っているとのことである。そのため、それぞれの工事について、複数者から見積書を徴取した上で、随意契約を行っている。	—
B	管理棟出入口の修繕工事については、出入口が開かなくなったために緊急で修繕を行っている。 管理棟階段の修繕工事については、階段の手すり部分が柵状になっており、その策の間隔が広いことから隙間から人が落下しかねないという状態になっていたため、安全上の理由で修繕されたものである。	—
C	受水槽越流管の補修工事については、委託業者が点検中に受水槽越流管からの漏水を発見したもので、工事の緊急度が高く、また設計金額が随意契約の範囲内であったことから複数者から見積書を徴取した上で同者と随意契約を行っている。 フート弁の更新工事については、前期からの更新計画の中での工事である。	—
D	配水管の工事の特性上、布設工事の前に一旦試掘を行う必要がある。 両工事について、担当課からヒアリングを行ったところ、試掘に際し、当初は両工事を併せて入札を行う予定であったが、試掘先に京都市が管理している土地が含まれていたため、京都市に試掘の許可を得	—

No.	検討結果	顛末
	<p>る必要があったとのことである。しかし許可を得るまでの期間が当初の交渉で、次年度になると思われたため、先に京都市管理の土地以外について着工することとし、複数者から見積書徴収の上、同者と随意契約を行った。その後、京都市と集中的に調整を進めた結果、年度内の工事見通しがついたので、同者を含む複数者から見積書を徴取した上で、随意契約を行っている。</p>	
E	<p>担当課からヒアリングを行ったところ、側溝の改修工事については、側溝の破損による突発的な工事であり、他方門扉の改修工事は前期からの更新計画の一環としての工事であった。</p>	—
F	<p>汚水柵の設置工事は、利用者からの申請によるものであった。他方、低圧ガス本管移設工事及び配水管移設工事は共同布設工事で、当該工事の設計金額の合計は随意契約の範囲内であり、両工事を併せて複数者から見積書を徴取した上で、当者と随意契約を行っている。</p>	—
G	<p>企業局では、プリンタのトナーなどの消耗品について、年間購入量が多いものは契約管財課が単価契約を締結し、それ以外のものについては購入予定価額により入札もしくは随意契約かを決定し調達を行っている。</p> <p>ここで、両契約を見比べてみると、契約日、契約内容、契約業者が酷似しており、両者の契約金額の合計は通常であれば入札に付すべき案件であったが、随意契約となっていた。</p> <p>担当課からヒアリングを行ったところ、当該トナーを使用するプリンタは企業局でまとめて導入し各部署に順次設置したもので、想定以上にトナーの消耗が激しく、設置時期が早い部署からトナー切れとなった。そのため、全部署の発注をまとめた上で入札を行った場合、納品が遅れ業務に支障が生じると判断し、プリンタの設置時期の早い部署分のみをやむを得ず先行発注したもので、本件以外では予備のトナーの発注については、全部署まとめた上で入札により調達しているとのことであった。</p>	結果
H	<p>水質検査の薬品は消費期限があり、中には劇薬なども含まれることから、管理や保管スペースも必要となる。そのため、一度にまとめて発注するというのに適さない状況にある。</p> <p>また単価契約の是非について、水質検査に使用している薬品は、検査内容によって薬品の種類、使用頻度そして量が異なり、継続的に同じ薬品を同じ量だけ使用する訳ではないため、単価契約を結ぶことが難しい状況であった。</p>	—
I	<p>必要に応じて調達しており、まとめた上での発注は行っていない。</p> <p>理由について担当課からヒアリングを行ったところ、メーターの発注は新設物件や検定満期に伴う取替などであり、必要に応じ新品及び修理発注している。しかし、年度ごとの発注数が不規則であり、また製造・修理に係る経費も年間を通じて大きく変動することもあるため、一括発注もしくは単価契約には適さないという状況であった。</p>	—

(共通)

①一般競争入札の応札者増加に向けた具体的取組みについて（意見）

企業局における平成 27 年度の下水道工事を除いた工事及び工事以外の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（全 269 件）のうち、一般競争入札によっている案件は 53 件であり、そのうち応札数が 1 者となった入札結果は以下のとおりである。

【平成 27 年度の一般競争入札結果】

No.	件名	場所	契約金額 (円)	単価契約の場合 の想定業務金額 (税抜)	申 込 数	応 札 数	落札率
工事に係る一般競争入札							
1	中圧ガス本管布設替工事（8-130）	大津市御殿浜	20,238,120	-	2	1	99.8%
2	新瀬田浄水場受変電設備更新工事	大津市萱野浦	253,800,000	-	1	1	99.8%
3	千野配水池更新工事	大津市千野二丁目	61,558,920	-	2	1	99.7%
4	中圧ガス本管布設替工事（8-148）	大津市浜大津四丁目	22,950,000	-	2	1	98.0%
5	膳所浄水場薬品注入設備改良工事	大津市本丸町	307,800,000	-	4	1	97.7%
6	供給申請に伴う低圧ガス支管布設工事（8-160）	大津市見世一丁目	2,079,000	-	1	1	97.2%
7	供給申請に伴う低圧ガス本支管布設工事（8-178）	大津市下阪本六丁目	5,886,000	-	3	1	97.0%
8	供給申請に伴う低圧ガス本支管布設工事（8-132）	大津市雄琴五丁目	6,048,000	-	3	1	96.6%
9	電動弁整備工事	大津市柳が崎	4,860,000	-	2	1	95.2%
10	河川工事に伴う中低圧ガス本管本設工事（9-12）	大津市坂本七丁目	22,032,000	-	2	1	94.9%
11	供給申請に伴う低圧ガス本支管布設工事（8-182）	大津市大江五丁目	4,320,000	-	2	1	94.4%
12	中圧ガス本管布設工事（8-29）	大津市小野	19,265,040	-	2	1	88.0%
13	供給申請に伴う低圧ガス支管布設工事（8-42）	大津市国分一丁目	2,081,160	-	2	1	87.4%
14	供給申請に伴う低圧ガス支管布設工事（8-39）	大津市仰木の里東七丁目ほか	3,645,000	-	3	1	87.2%
15	供給申請に伴う低圧ガス支管布設工事（8-102）	大津市坂本七丁目	1,535,760	-	4	1	85.3%
上表小計（落札率は単純平均落札率）			738,099,000	-	35	15	94.5%
1者応札以外の小計（落札率は単純平均落札率）			117,630,360	-	42	27	90.4%

No.	件名	場所	契約金額 (円)	単価契約の場合 の想定業務金額 (税抜)	申 込 数	応 札 数	落札率
工事に係る一般競争入札合計			855,729,360	-	77	42	92.7%
工事以外の委託業務に係る一般競争入札							
1	【単価契約】ガス消費機器保安サービス業務委託	大津市ガス供給区域内	3,240	690,000	1	1	100.0%
2	ア 埋設ガス導管漏洩検査及び水取器ボックス調査業務委託 イ ガス本支供給管修繕業務委託	大津市南部供給区域	5,506,920	-	1	1	100.0%
3	【単価契約】水道開閉栓等業務及び料金現地精算業務委託	大津市給水区域及び本市が指定する場所	390,603	17,128,115	1	1	99.9%
4	ガス灯保守点検業務委託	島の関ほか	2,138,400	-	1	1	99.8%
5	ア 埋設ガス導管漏洩検査及び水取器ボックス調査業務委託 イ ガス本支供給管修繕業務委託	大津市北部供給区域	4,942,080	-	1	1	99.6%
6	【単価契約】水道、ガスメーター検定期満期取替等業務委託	松原町から青山八丁目まで	588,060	22,420,938	1	1	99.5%
7	水管橋管体調査業務委託	浜大津三丁目	734,400	-	1	1	98.8%
8	マンホール等危険箇所点検業務委託	苗鹿一丁目ほか	842,400	-	2	1	98.7%
9	【単価契約】水道、ガスメーター検定期満期取替等業務委託	葛川坂下町から際川一丁目まで	733,320	16,398,099	1	1	98.0%
10	【単価契約】水道、ガスメーター検定期満期取替等業務委託	高砂町から北大路三丁目まで	578,880	20,331,424	1	1	98.0%
11	ア 埋設ガス導管漏洩検査及び水取器ボックス調査業務委託 イ ガス本支供給管修繕業務委託	大津市中部供給区域	4,028,400	-	1	1	97.8%
12	小型多項目水質計保守点検業務委託	国分二丁目ほか	975,240	-	1	1	96.3%
13	【単価契約】電気防食施設点検業務委託	穴太二丁目9番地先ほか	5,400	720,000	1	1	96.2%
14	【単価契約】浄水汚泥運搬及び処理業務委託	真野四丁目ほか	15,444	14,928,000	1	1	95.8%
15	外管工事資格試験に係る業務委託	晴嵐一丁目ほか	2,149,200	-	1	1	93.1%
16	ガス供給設備巡視及び整備点検業務委託	ガス供給区域内	19,317,960	-	1	1	92.5%

No.	件名	場所	契約金額 (円)	単価契約の場合 の想定業務金額 (税抜)	申 込 数	応 札 数	落札率
17	自家用電力設備定期点検業務委託	八屋戸ほか	2,041,200	-	1	1	85.8%
18	CAD積算システム用資材単価調査 業務委託	御陵町3-1	4,654,800	-	1	1	82.7%
上表小計(落札率は単純平均落札率)			49,645,947	-	19	18	96.3%
1者応札以外の小計(落札率は単純平均落札率)			52,059,240	-	24	21	85.9%
委託業務に係る一般競争入札合計			101,705,187	-	43	39	93.1%

上表より、平成 27 年度の工事に係る一般競争入札のうち、実際に入札に参加した企業が 1 者であったものは 15 件あり、工事に係る一般競争入札総数のおよそ 56%であった。また、その契約総額は 738,099,000 円と工事に係る一般競争入札の契約総額のおよそ 86%となっており、結果として工事に係る一般競争入札による調達金額のほとんどが 1 者応札にて調達されていることになる。

一方、平成 27 年度の工事以外の委託業務に係る一般競争入札のうち、実際に入札に参加した企業が 1 者であったものは 18 件あり、工事以外の委託業務に係る一般競争入札総数のおよそ 69%であった。また、その契約総額は 49,645,947 円と工事以外の委託業務に係る一般競争入札の契約総額のおよそ 49%となっており、結果として工事以外の委託業務に係る一般競争入札による委託金額の約半分が 1 者応札にて委託されていることになる。

さらに 1 者応札の事案の平均落札率が工事に係る一般競争入札では約 94.5%となっており、工事以外の委託業務に係る一般競争入札では 96.3%となっている。加えて工事以外の委託業務については No. 1、No. 2 の入札の落札率が 100%となっている。

工事以外の委託業務に係る 1 者応札の中には、その業務範囲が上表の「No. 1 ガス供給区域内」、「No. 5 大津市北部供給区域」、といったように広域に設定されているものもあるため、対象業者数の見込める業務については応札数を増やすために発注の範囲を細分化し、業務内容を分割するなど応札数を増やす取り組みを積極的に行い、1 者応札が多いこの現状をそのまま放置せず、具対策を講ずるべきである。